

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年 3月 9日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 石川隆一

- 1 契約の概要  
屋上揚水配管漏水修理
- 2 履行場所  
横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘二丁目6番地1  
横浜市立岩崎中学校
- 3 契約日  
令和8年2月13日
- 4 履行日  
令和8年2月18日
- 5 契約金額  
176,000円-
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市保土ヶ谷区上菅田町1312  
株式会社 司工事
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
令和8年2月12日の朝10時半頃、メンテナンス業者から高架水槽配管より水漏れが生じているとの報告を受ける。安全面のリスクや、水道が止まることによる子どもたちの教育活動への影響を考え、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜市の有資格者名簿から、令和8年2月12日午前11時の時点で連絡の取れた過去の実績が優良な業者を選定した。
- 9 所管課  
横浜市立岩崎中学校